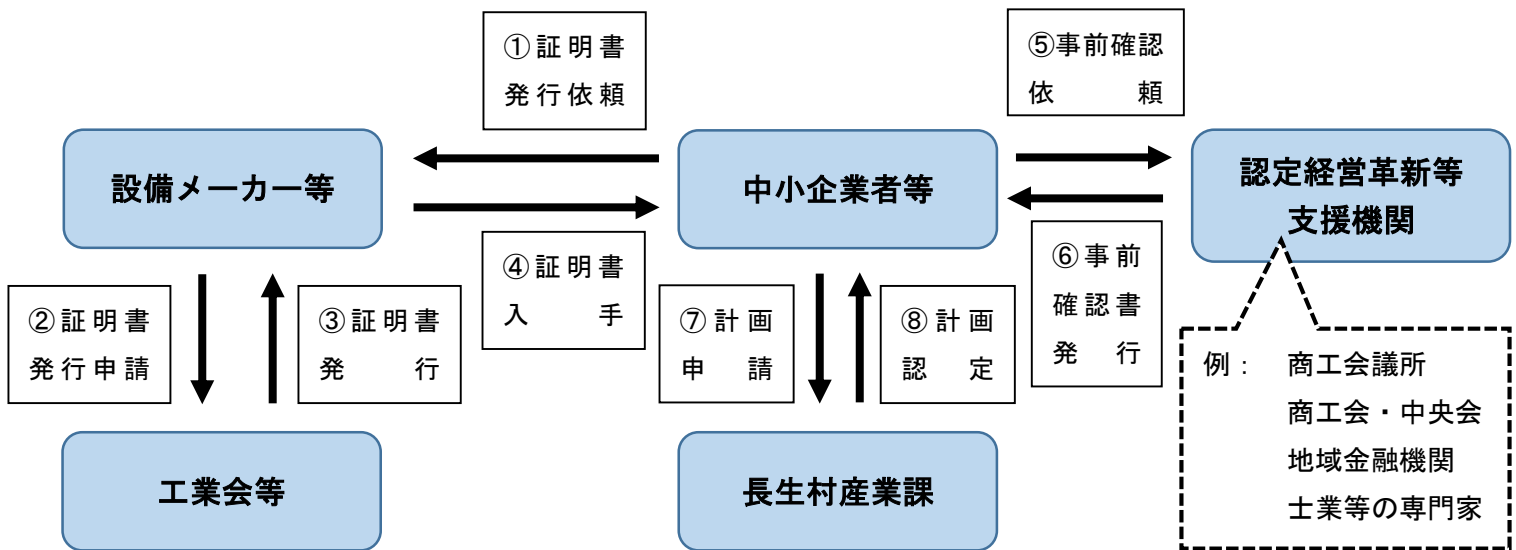


「先端設備等導入計画」認定フローチャート



⑧計画認定後→⑨設備取得→⑩長生村へ税務申告

①中小企業者等は、当該設備を生産した設備メーカー等に証明書の発行を依頼してください。（中小企業経営強化税制と同じ証明書1枚で適用できます。）

②依頼を受けた設備メーカー等は、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

③工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカー等に証明書を発行してください。

④工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカー等は、依頼があった中小企業者等に証明書を転送してください。

⑤・⑥認定経営革新等支援機関において、「先端設備等導入計画」の内容を確認し、確認書を発行。

⑦・⑧中小企業者等は、計画申請書及びその写しとともに④工業会証明書の写し、⑥認定経営革新等支援機関の事前確認書を添付して長生村産業課へ計画申請します。計画が適正と認められた場合、村から認定書等が交付されます。

⑨・⑩認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等については、税法上の要件を満たす場合、税務申告において優遇措置の適用を受けることができます。申告の際、申告書類に④工業会証明書の写し、⑦認定を受けた計画の写し、⑧認定書の写しを添付してください。